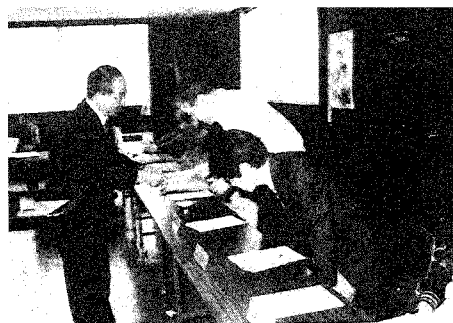


昭和六十年年度

市政モニターを委嘱



市民の皆さんの意向を市政に反映するための広聴活動として、昭和五十三年度から導入しています市政モニター制度は、今年で八期目を迎えました。

今年度は、つぎの二十名の方にモニターを委嘱しました。
市民総参加の市政推進のためご活躍願います。

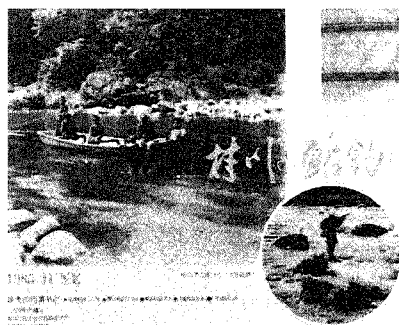
▽天野みどり 川茂
▽岩田なが子 玉川
(敬称略)

▽白井 武 与繩
▽岡本 耕一 夏狩
▽奥秋 延子 大幡
▽長田 照次 中央二丁目
▽小澤 好子 上谷二丁目
▽河口美恵子 上谷一丁目
▽君田 久芳 下谷三丁目
▽久保田和夫 上谷六丁目
▽重森 幹成 小野
▽清水久良子 朝日馬場
▽志村 満繁 夏狩
▽直井 章治 十日市場
▽中嶋 脩介 中央三丁目
▽原田 静男 古川渡
▽前田 文 中津森
▽三井 明美 戸沢
▽宮井 政子 中央二丁目
▽山本 恒男 小形山

今月のふるさと

カレンダー

六月の写真説明



桂川の鮎釣り……この写真は、上原弘次さん（つる一丁目）からお借りした貴重な資料です。

桂川には、釣りの穴場がいたるところにあり、毎年三月一日の解禁日には、大公望でにぎわいます。

写真は、現在では見ることができませんが、ボートの上でのんびりと魚釣りをを楽しむ子供たちです。

「鮎釣り」と説明されておりますが、釣りの専門家に聞くと「はや」若しくは「うぐい」を釣

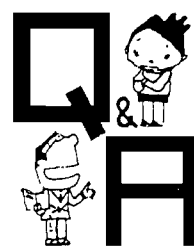
っているのではないかと、この事です。

鮎は、毎年六月中旬（今年

は、六月二十三日）から解禁になります。この地区の鮎は形のよさ（姿）、味のよさで県内外に知れわたり、解禁の日には、市内の釣り愛好家（約千人）のほか各地区から大公望が集まります。

写真の場所は、ふるさとカレンダー八月の写真と同じ場所です、つる三丁目（幸町）から行く、通称「したはけ」と呼ばれるところです。

あなたの年金相談室



Q 私は同じ年のサラリーマンの夫を持つ、五十五歳の主婦です。夫は二十二歳から厚生年金に加入し現在に至っております。

私は国民年金の制度開始とともに加入者となり、結婚後もずっと任意加入をしてきました。今度の年金改正では、サラリーマンの妻は強制加入になるということを聞きました。私のように任意加入をしていた者は、しなかった者と比べてどんな違いがあるのでしようか。

A あなたの場合、年金制度が始まった昭和三十六年四月から昭和六十一年三月まで

の加入期間と、六十一年三月以降の六十歳に達するまでの当然年金に加入する期間に、合わせた期間に、一回の滞納もないとすれば六十五歳に達した時から月五万円（昭和五十九年度価格）の老齢基礎年金が支給されます。

また、任意加入しなかった人は、その期間に応じてこの額から減じた年金が支給されます。

さらに、夫が昭和六十一年四月一日（施行日）に六十歳未満である場合には、夫の厚生年金の配偶者加給を妻が六十五歳に達する時点から妻自身の老齢基礎年金に振りかえて加算するという制度の適用もあります。

この振り替え加算の制度は昭和六十一年四月以降の当然加入期間が短いために年金額が低い人がいるため設けられたもので、結果としてあなたのように国民年金に任意加入している場合には、振りかえ加算により妻自身の老齢基礎年金が月五万円を超えることもあります。

これは従来の任意加入したことによる年金権を尊重する必要があるためです。

年金制度改革案 Q & A

